

認 定 書

国住指第 3665 号
平成 16 年 3 月 17 日

正栄工業株式会社
代表取締役 真仁田政尚 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項本文の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
TACP-0127
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
羽根付き鋼管杭（名称：エコロックパイル工法）（先端地盤：粘土質地盤）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り